



**相談と解説の流れ**

市町村の相談窓口 + 府域支援相談員による解説相談者等による聞き取り調査、聞き取り調査結果を交えた相談員を話し合い

**大阪府障がい者差別解消協議会**

**あっせんの進め**

**あっせんの進め** 大阪府障がい者差別解消協議会

※あっせんの対象者は、事業者における不正当な差別的取扱いに限ります。

**ちじめにによる勧告・公表**

※あっせんの対象者は、事業者においては、事業者における不正当な差別的取扱いに限ります。

**理解を深めるための啓発冊子のお知らせ**

◆大阪府障がい者差別解消ガイドライン  
◆障がい理解ハンドブック～ほんま、おおきに!!ひろげようこころの輪～  
◆大阪府のホームページ「障がいを理由とする差別の解消に向け」に掲載しています。

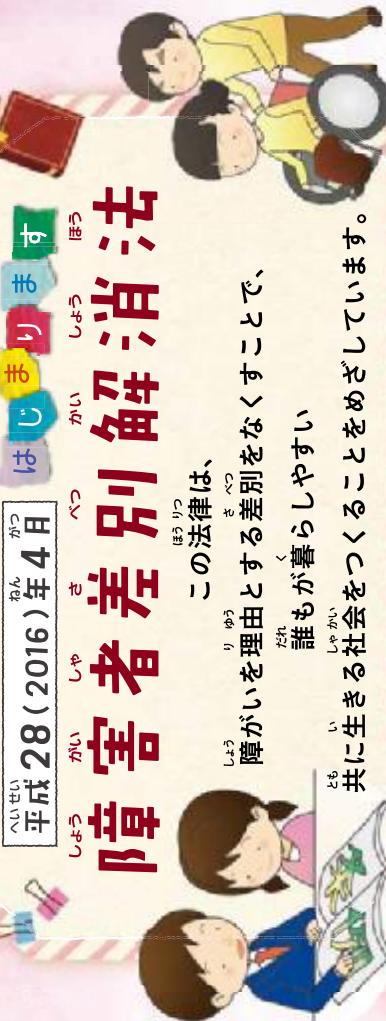
大阪府のホームページ「障がいを理由とする差別の解消に向け」に掲載しています。  
問い合わせ先・大阪府福祉部障がい福祉室  
電話▶06-6944-6271 フックス▶06-6942-7215  
HP▶障がいを理由とする差別の解説に向け

**理解し合うこと」「対話すること」「考えること」です。**

**大阪府**

# 「障害者差別解消法」と「大阪府障害者差別解消条例」の大事なポイント

平成28(2016)年4月  
はじまります



この法律は、

障がいを理由とする差別をなくすことで、

誰もが暮らしやすい

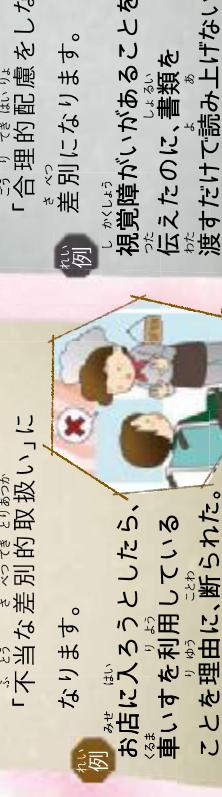
社会をつくることをめざしています。

「不當な差別の取扱い」と

「合理的配慮の不提供(合理的配慮をしないこと)」が、  
差別になります。

不當な差別的取扱い

障がいを理由として、  
正當な理由もなく、サービスの  
提供をしないことなどは  
「不當な差別的取扱い」に  
なります。



例  
お店に入ろうとしたら、  
車いすを利用している  
ことを理由に、断られた。

こうりてきはいりよ  
不當な差別的取扱い

してはいけません  
してはいけません

事業者

## 大阪府障害者差別解消条例

この条例は、相談と解決の仕組みをはじめ差別をなくすために  
必要で大事なことを定めています。

障害者差別解消法と条例にもとづき、差別解消の取り組みを進めています。

相談と解決の  
仕組み

「広域支援相談員」が、事業者における差別(不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供)について、市町村と協力しながら、主に話し合いを通じて、問題の解決を図ります。

『大阪府障がい者差別解消会』が、広域支援相談員による解決が難しい場合、事業者における不当な差別的取扱いについて、あっせんを行います。  
また、事業者における差別について、広域支援相談員への助言を行います。

質問1 誰が相談できますか。

障がい者等(その家族や支援者を含む)や事業者からの相談に対応します。

質問2 どこに相談すればよいですか。

まずは、身近な市町村の相談窓口に相談してください。広域支援相談員は、市町村と協力しながら、相談や解決の支援をします。  
直接、広域支援相談員に相談いただくこともできます。

質問3 協議会があっせんを行っても解決しない場合はどうするのですか。

正當な理由なく、あっせんに従わない場合、ちかく告白することができます。さらに、正當な理由なく、勧告に従わない場合、その事実を公表することができます。

質問4 基本理念と  
政策活動

差別をなくすことは、社会全体で取り組む必要があります。  
府民や事業者は、障がい理解を深め、府の取り組みに協力することが求められます。  
障がい理解を深めるための啓発活動が、差別をなくすためのもつとも大切な取り組みです。